

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和八年二月二十四日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合 誠

一 保管した工作物

車両 一台

二 保管した工作物が放置されていた場所

埼玉県さいたま市北区日進町三丁目三三六番二号地先（一級河川鴨川河川区域）

三 除却した日時

令和八年一月二十七日（火）午前十時三十分

四 保管を始めた日時

令和八年一月二十七日（火）午後十二時三十分

五 工作物の保管場所

埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番六号 埼玉県さいたま県土整備事務所

六 保管した工作物の返還

イ 返還期限

令和八年七月二十六日（金）

ロ 返還の申出先

埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番六号 埼玉県さいたま県土整備事務所

河川環境対策・管理担当

電話〇四八―八六一―二五〇二

ハ 返還に際しての留意事項

(1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県さいたま県土整備事務所河川環境対策・管理担当に、本人であることを確認できる書類を提示し、申し出（問い合わせ）。

(2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。